

令和7年（2025年）12月（第14回）教育委員会会議

1 開催日時

令和7年12月16日（火）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 議 題

- ・議案第14号 学校の安心・安全ルールについて
その他の事項
- ・令和8年宇部市二十歳のつどいについて
- ・人権条例施行に伴う小・中学生配布用リーフレット作成について
- ・寄附の報告について

児童生徒性暴力防止等に関する教職員の服務規律について、山口県教育委員会が、「不祥事根絶のために」（令和6年4月改訂）によって示している。以下要旨のみ記載。

＜要旨＞ 【児童生徒性暴力の防止】

○児童生徒に対する個別指導・発言等について

- ・児童生徒から個別相談を受けたり、行ったりする場合→事前に管理職等に報告する。
- ・児童生徒に対して身体接触をしない。
- ・児童生徒に対して性的なからかいや冗談、性的な内容の会話をしない。

○SNS等による児童生徒との連絡について

- ・SNS等による児童生徒の私的な連絡の禁止
- ・学校外で個人的にあうことを禁止

令和7年(2025年)7月11日付け令7教職第336号にて、「児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について」が通知され、各小中学校へ送付した。

これは、教職員が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教職員間のグループで共有し逮捕されたとの事案等が報道されていることを受け、文部科学省から通知があったもの。以下、要旨のみ記載。

＜要旨＞ 【教職員への指導・周知】

1 児童生徒性暴力等に該当する行為は、原則、懲戒免職処分の対象となること。

※ 児童生徒性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。

2 SNS等による児童生徒との私的な連絡は禁止であること。

【執務環境の見直し・組織的な教育指導体制の構築等】

3 被害を未然に防止する観点から、教職員と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であることから、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講じること。

4 盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境を整備することが重要。

5 教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないように徹底していくことが必要。

また、令和7年(2025年)8月25日付け令7教職第456号にて、「SNS等による児童生徒との連絡における私的アカウントの仕様の禁止等について（試行実施）」については、令和5年(2023年)9月8日付け令5教職第497号「SNS等による児童生徒との私的な連絡の禁止について（通知）」の写し付きで通知され、各小中学校へ送付した。

内容は、本県のすべての教職員及び児童生徒に公的なアカウントが付与された状況を踏まえ、教職員が児童生徒に連絡する際の取扱いを変更したものとなっている。このことにより、上記要旨がより具体的に扱われることとなった。

SNS等による児童生徒との連絡は原則として禁止とする。ただし、次の①から③の条件をすべて満たす場合に限り、必要最低限度の範囲内で認める。

① 教育委員会又は学校が契約しているサービスを使用し、教育委員会又は学校から付与されたアカウント（以下「公的アカウント」という。）を使用していること

② 連絡内容が教育活動に関するものであること

③ 1対1の連絡ではないこと

また、「校内の点検・見直し」及び「児童生徒等の撮影・画像の取扱い」については、以下のとおり対応することとなった。

【校内の点検・見直し】

- ・年3回以上、執務環境の点検・見直し等を行うこと

【児童生徒等の撮影・画像の取扱い】

① 教職員個人のスマートフォン等の私的な機器により撮影しないこと。

② 児童生徒等の画像は、管理職が指定するフォルダ等以外には保存しないこと。

※やむを得ない事情により、①及び②以外の対応が必要な場合は、事前に管理職の許可を得る

令和8年「宇部市二十歳のつどい」について（概要）

- 1 基本方針 二十歳を迎えられた方を祝い励ますとともに、成人としての自覚と今後の積極的な社会参加を促すことを目的として実施する。
- 2 主 催 宇部市、宇部市教育委員会
- 3 日 時 令和8年1月11日（日） 13：00～14：30（予定）
（受付：12：00から）
- 4 会 場 宇部市渡辺翁記念会館
- 5 対象者 （令和7年12月1日現在）
平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ
ア 本市の住民基本台帳に記載のある者 1,446人
イ 市外に転出等された方で出席を希望する者 100人
- 6 内 容 (1) 式 典
・ オープニング
・ 市内小学生による未来へのメッセージ（3名）
・ 国歌斉唱
・ 宇部市長式辞
・ 宇部市議会議長祝辞
・ 二十歳代表による二十歳のメッセージ（2名）
・ シンガーソングライター上野大樹さんライブ（宇部市出身）
・ エンディング（卒業アルバムのスライドショー）
(2) その他
・ 吹奏楽によるお祝いBGM演奏（屋外）
・ 式典動画のライブ配信
・ 高校生（探究塾メンバー）による記念パネルの設置（調整中）
- 7 企画・運営 民間事業者に企画・運営を委託する。
受託事業者：一般社団法人 SAKI-DORIプロジェクト
- 8 来賓案内 43名

【内訳】

宇部市議会議員（28名）、山口県議会議員（5名）、宇部商工会議所会頭、宇部市社会福祉協議会会長、宇部市自治会連合会会長、宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会会長、宇部市婦人会協議会会長、宇部市子ども会育成連絡協議会会長、宇部市スポーツ少年団指導者協議会会長、宇部市中学校校長会会長、宇部フロンティア大学附属中学校校長、慶進中学校校長

令和7年10月スタート

「じんけん」はすべての人が生まれたときからもっていて、その人がその人らしく生きるためにたいせつなものです。いっしょにいる人のしあわせのため、宇部市で過ごすみなさんは 次のことを守りましょう。

「ひどいことをしない」、
「さべつをしない」、
「いじめをしない」、
「まちがったみかたをしない」、
「わる口を言わない」

宇部市 じんけんそんちょう 人権尊重の まちづくり条例

小学生向け



UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

じぶんからまもる
「やくそく」
をかいてみよう!!



- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【つくった人】

うべしじんけんだんじょきょうどうさんかくすいしんか
宇部市人権・男女共同参画推進課

でんわ 0836-34-8308

メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp

うべしきょういくいんかいじんけんきょういくか
宇部市教育委員会 人権教育課

でんわ 0836-34-8620

メール jinkenkyouiku@city.ube.yamaguchi.jp

条例（ルール・やくそく）は、
みんなで守るものです。
宇部市ですごすみなさんは
だれもがたいせつな「じんけん」を
もっていることをやすめないで
ください。



条例（じょうれい）
ができて宇部市は
どうなっていくの？



みなさんが笑顔でくらしてい
けるよう、宇部市は「じんけん」
のたいせつさを広め、ひとりひ
とりの「じんけん」が守られる
まちをめざします。

わたしたちは
なにをすればいいの？



宇部市でくらす人も、
宇部市ですごす人も、
宇部市ではたらく人も、
「じんけん」を大切にする気持
ちを強くもち、みなさんの「じ
んけん」が守られるまちにな
るようともに学びつづけま
しょう。

「じんけん」はすべての人が生まれたときからもっていて、その人がその人らしく生きるために大切にし(され)なければならないものです。宇部市は、ひとりひとりの「じんけん」が守られるまちをつくることをめざします。しかし、世の中では、子どもや高齢者へのいじめ やインターネット上で人を傷つける書き込みなど、いろんな問題 が起きています。ひとりひとりの「じんけん」が守られるまちをつくるためには、問題について学び、解決しようとする気持ちが大切だと考えています。宇部市はこれまでもいろいろな施策を行ってきましたが、改めて「宇部市のルール」となる条例(じょうれい)をつくり、今後も、新たに生じる問題もあわせて、その解決をめざした取り組みを行っています。

令和7年10月スタート

宇部市 じん けん そん ちょう 人権尊重の じょう れい まちづくり条例

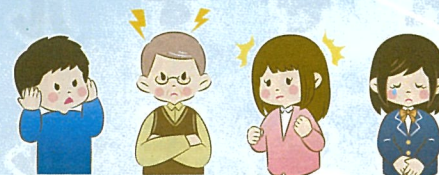
中学生向け



UBE 宇部市
未来を彫刻するまち



人権を侵害されたと思ったら…



ひとりで悩まずに、
まずは相談してみよう!!

【相談先】

宇部市人権・男女共同参画推進課
電話番号 0836 (34) 8308

ご相談いただいた内容に応じて、
適切な相談先をご案内いたします。

全条文
相談窓口 はコチラ⇒

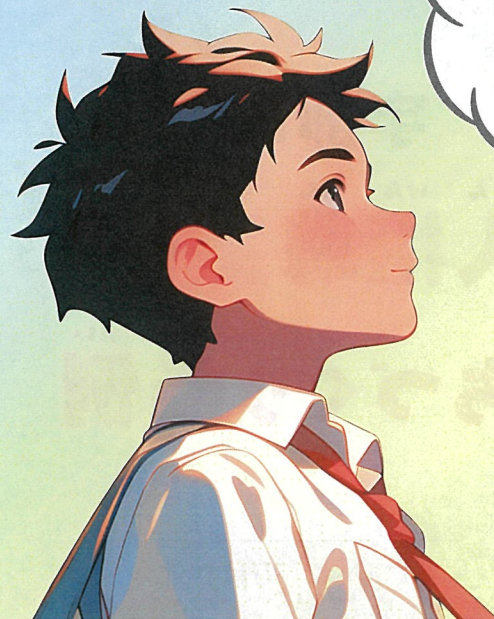


【つくった人】

うべしじんけんだんじょきょうどうさんかくすいしんか
宇部市人権・男女共同参画推進課
でんわ 0836-34-8308
メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp

うべしきょういくいいんかいじんけんきょういくか
宇部市教育委員会 人権教育課
でんわ 0836-34-8620
メール jinkenkyouiku@city.ube.yamaguchi.jp

条例（ルール・やくそく）は、みんなで守る
ものです。宇部市ですごすみなさんはだれも
がたいせつな「じんけん」をもっていること
をわすれないでください。

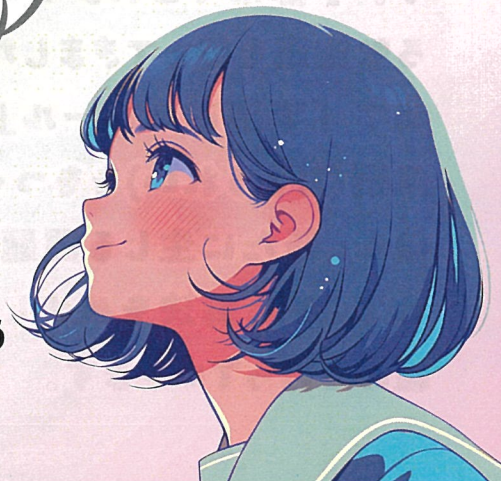


条例（じょうれい）
ができて宇部市は
どうなっていくの？

みなさんが笑顔（えがお）でくらしていける
よう、宇部市は「じんけん」のたいせつさを
広め、ひとりひとりの「じんけん」が守られる
まちをめざします。

わたしたちは
なにをすればいいの？

宇部市でくらす人も、
宇部市ですごす人も、
宇部市ではたらく人も、
「じんけん」を大切にする気持ちを強くもち、
みなさんの「じんけん」が守られるまちになるよう
ともに学びつづけましょう。



人権を侵害されたと思ったら…



**ひとりで悩まずに、
まずは相談してみよう!!**

【相談先】

宇部市人権・男女共同参画推進課
電話番号 0836 (34) 8308

ご相談いただいた内容に応じて、
適切な相談先をご案内いたします。

市ウェブサイト「人権相談窓口一覧表」
を掲載しています。

〈アクセス方法〉

- ① 市ウェブサイトの「ウェブ番号検索」にて
「1014247」を入力
- ② 2次元コードを読み取る

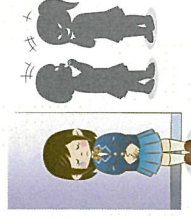


**普段の生活の中で、相手の気持ちを
傷つける言葉や態度を取らないよう、
お互いが気をつけましょう!!**

- 年齢を理由に偏見をもったり
差別をしたり
しない



- 学校や地域において
いじめを
しない



- 性別や性的指向、性自認を理由に
偏見をもったり
差別をしたり
しない



- 学校において
体罰やハラスメント
をしない



- 障害を理由に
偏見をもったり
差別をしたり
しない



- SNS や
インターネットに
おいても
いじめを
しない



- 外国にルーツがあることを理由に
偏見をもったり
差別をしたり
しない



- 家庭において
虐待を
しない



【つづいた人】
宇部市人権・男女共同参画推進課
でんわ 0836-34-8308
メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp
宇部市教育委員会 人権教育課
でんわ 0836-34-8620
メール jinkenkyouiku@city.ube.yamaguchi.jp

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

大人向け



宇部市 人権尊重の まちづくり 条例

一人ひとりの人権が
大切にされるまちへ

令和7年10月制定・施行

「じんけん」はすべての人が生まれ
たときからもっていて、その人がその
人らしく生きるために大切にし(され)
なければならぬものです。

宇部市は、ひとりひとりの「じんけん」
が守られるまちをつくることをめざ
します。しかし、世の中では、こどもや
高齢者へのいじめやインターネット
上で人を傷つける書き込みなど、いろ
んな問題が起きています。

ひとりひとりの「じんけん」が守ら
れるまちをつくるためには、問題につ
いて学び、解決しようとする気持ち
が大切だと考えています。宇部市はこれ
までもいろいろな施策を行ってきま
したが、改めて「宇部市のルール」とな
る条例(じょうれい)をつくり、今後
も、新たに生じる問題もあわせて、そ
の解決をめざした取り組みを行って
いきます。

条例(やくそく・ルール)は、みんなで(が)守るものです。 宇部市で過ごすみなさんはだれもが大切な「じんけん」を もっていることをいつも忘れないでください。

第1条(目的)

自分や一緒にいる人がしあわせになるために、お互いが思いやりのある行動や言葉を心がけ、宇部市で過ごす人は次の約束を守りましょう。
「ひどいことをしない」、「差別をしない」、「いじめをしない」、「偏った見方をしない」、「悪口を言わない」
「(あなたとあなたの周りの人の「しあわせ」のための「やくそく」を加えてください)」



第2条(定義)

この条例の対象は、「市民等」として、宇部市に住んでいる人、通勤している人、通学している人、滞在している人としています。宇部市に「住んでいる人」だけでなく、一時的にも宇部市にいる方を対象としています。また、「事業者」として、宇部市で事業活動を行う個人、法人その他の団体、についても対象としています。

- (1) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。
- (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)をいう。

第6条、第7条(市民等事業者の役割)

宇部市で暮らす人も、宇部市で過ごす人も、宇部市で働く人も、「じんけん」を大切に
する気持ちを強くもち、みなさんの「じんけん」が守られるまちになるようともに学び
続けましょう。

第8条(人権教育及び人権啓発の推進)

宇部市は、人権について学ぶため学習会や講演会と
いった学びの機会の提供や学びのための支援を行
います。



第2条 別図

人権問題

人権に関する問題

- ・ 不特定多数の者が共通の人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とす情報を公然と適示する行為
- ・ 人権に関する社会的な課題
- ・ 国際的な人権に関する問題

人権侵害行為

他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む)

- ・ いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷、セクハラ、DV、パワハラ、体罰
- ・ 対象者の同意のない人種等の属性についての情報収集等
- ・ 本人の同意のない属性の暴露 など ※なお、これらの行為は、「不当な差別」に該当することもあり得る

不当な差別

- ・ 人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性)を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの
- ・ 不当な差別的取扱い⇒正当な理由のない特定の人種等の属性を理由とするサービスの提供拒否 など
- ・ 不当な差別的言動⇒特定の人種等の属性を理由とする誹謗中傷、ヘイトスピーチ など

全条文
相談窓口
はこちら



寄 附 (11月分)

令和7年12月16日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和7年11月6日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算163回目)